

全栃木教職員組合は全日本教職員組合（全教）に加盟しています。

全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（略称 全教栃木）<http://www.zenkyotcg.org> E-mail info@zenkyotcg.org
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

これほどの生涯賃金減額を認めますか！教職員評価の昇給反映の正体

単位は円

前々号で教職員評価の昇給反映については、グラフでどのような「昇給カーブ」を描くか紹介しました。今号では実際の減額はいくらになるか試算しました。その結果が右の表です。計算式は給与月額との差額に、教職調整額4%と地域手当3.5%を加えた額を12ヶ月分、ボーナスについては現行支給月数を下回る4ヶ月分としました。計算結果を見て、わが目を疑うほどの金額になりました（生涯賃金：県立学校532万円減、小中学校439万円減）。こんな賃下げを「教職員評価の昇給反映」という名の下に看過していいのでしょうか？

	採用から13年 目まで	「優秀」と評価され、毎年5号昇給	「優秀」とされず、毎年4号昇給
小中学校	1,837,630	2,240,634	4,396,879
県立学校		2,857,196	5,326,888

今年度の県教委交渉事項

5月16日、県教委事務局に対し、本組合からの交渉事項を提出してきました。主なものは以下の通りです。6月中に正式交渉、10月折衝、11月正式交渉（最終回答）と続きます。

- ① 県教委として競争的な教育を行わないこと。「全国学力調査」の廃止を国に求めること。
→「競争」原理の教育は、格差を広げるだけ！教委の本来の役割は教育条件整備！
- ② 「共同訪問」は5年に1回とすること。研修は教員の自主性を最大限尊重すること。
→教師を「管理」しても専門性は高まりません！教師にもっと「自主性」を！
- ③ 評価結果の昇給への反映による生涯賃金引き下げを行わないこと。教員評価廃止。
→生涯賃金減は教職の地位を低下させ、やがては本県教育の荒廃に繋がります！
→教師を管理する「教職員評価」に教育効果は一切ありません！時間の無駄遣い！
- ④ 本人の希望と納得に基づく人事を推進すること。
- ⑤ 教員採用試験の受験年齢を59歳まで引き上げること。
→隣の茨城県、群馬県も59歳までとしています。栃木県も見なрайましょう。
- ⑥ 採用前研修を行わないこと。
→契約（採用）前ですよ！法令遵守！
- ⑦ 常勤の臨時教員の職名を教諭・養護教諭とし、給与も2級を適用すること。
→同一労働・同一賃金！群馬県や埼玉県は2級適用です。
- ⑧ 常勤の臨時教員について3月31日も任用を継続すること。
→いくつかの県で是正されています。これによって共済組合に加入できたり、6月のボーナスは満額支給されるようになります。この日の「離任式」参加が勤務となります。

「全教栃木 教育新聞」の感想等をお聞かせください（□にVをおつけください）。

・ 今回の内容はいかがでしたか？ □役に立った □興味深かった □役立たない

・ 今後取り上げたほしいことは？

□教職員の働き方や労働条件 □教職員評価 □教育予算 □教職員人事

□教育内容や教育課程 □その他（ ） ※裏面もあります。

教師の労働環境は子どもの学習環境！ 教師を大切にす栃木県に！ 公教育に十分な予算を！

交渉事項（続き）

- ⑨ 非常勤教員の報酬を引き上げること。テスト作成や評価の時間にも報酬を支給すること。
→これらの時間も労働時間ですから、その報酬を支払うのは当然！
- ⑩ 勤務時間（週38時間45分）を厳守し、労働基準法に違反する長時間労働を解消すること。
→やむを得ず長時間労働になった場合でも、教員の時間外勤務時間は「月45時間」、「年360時間」にするよう文科省は求めています。一方、県教委は、この「月45時間」をあくまで「将来的な目標」としています。この文科省と県教委の齟齬を指摘しました。初任研の宿泊研修も労基法違反です
- ⑪ 労働基準法の規定通りの休憩時間を確保すること。
→休憩時間に労働者に労働をさせてはいけないのは当然です！違反した管理職は6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金を科せられることがあります
- ⑫ 5日間の年次有給休暇取得について、管理職に強く指導すること。
→ニュースにもなっていますが、本年度からスタートした制度です。
- ⑬ 中体連、高体連及び各競技団体に、大会の精選を求めること。
→このことは、私たちからも強く求めています！
- ⑭ 高校の土曜日に実施している授業や模擬試験は行わせないこと。
→教師は模擬試験の業者の下請けではありません！教師（学校）の教育関連企業の下請け化に待った！！をかけましょう。その企業の商品は本当に必要でしょうか？子どもたちの成長に役立つものでしょうか？
- ⑮ 長時間にわたる学校行事は許可しないこと。
→地域社会から学校に期待されることは時代とともに変化しているはずですよ。
- ⑯ 1年単位の變形労働時間制は導入しないこと。
→「1年単位の變形労働時間制」の導入は、年間を通して繁閑の差がはっきりある業種に限られています。つまり、導入には、閑散期、すなわち、時間外勤務時間が0時間の月があるということが前提となります。そんな月ありますか！
- ⑰ 定員割れした高校は再募集を行うこと。特色選抜は廃止に向けて検討すること。
→毎年100名以上の定員が空いているのに再募集をしないのは公教育として不適切です。空席があるわけですから、希望者には公教育を受ける機会を保障しましょう。
- ⑱ すべての学校で実効ある労働安全衛生体制を構築すること。
→労働者の心身の健康を守る法律である「労働安全衛生法」に従って、実効性のある労働安全衛生体制を構築するようにこれからも粘り強く求めています。
- ⑲ あらゆるハラスメントを根絶すること。
- ⑳ 不妊治療に対する特別休暇を新設すること。
→茨城県では導入されています
- ㉑ P T Aや同窓会などの任意団体について、加入は自由意志に基づくことを、保護者・生徒・教職員に周知徹底すること。

みなさんの職場でお困りのことなどがありましたら、どんな些細なことでもかまいませんから、全教栃木執行委員宛のメール（info@zenkyotcg.org）までご連絡ください。

- ・全栃木教職員組合の活動について 期待する 期待できない わからない
- ・全栃木教職員組合の加入について 加入したい 検討したい 加入しない
- ・全教総合共済について 加入したい 検討したい 加入しない

お名前（ ）

※点線で切り取って、組合員にお渡しください。